

人権救済に強制調査権

擁護推進委
大筋合意

独立した人権救済機関の設置を検討している人権擁護推進委員会(会長、塩野云・京大通信制大学院教授)は三日、差別や虐待などの人権侵害行為に動きを出したり、動きに従わない場合はその事実を公表したりするなどの権限を救済機関に持たせることで、大筋一致した。動きは、法務省の人権擁護局が三つの調査に添っていくってきだが、

救済機関には強制調査をする権限を持たせる方向だ。同委員会によると、行徳に森田命令を出すマダモ等の動いた訴訟に参加して争う一たこの権限を手にとることも検討している。

審議会は、年内に「人権

まとの一を公表し、一般から広く意見を募り、来年度ごろまでに審判を出したいとしている。

この日の審議会では、新しい救済機関には、少なくとも相談・あっせん、調停、仲裁、動き・公表ができる機能を持たせる▽調停や動きなどの権限をこの際、一定の強制調査権限を手える——とする意見が多数を占めた。

審議会終了後の会見で塩野会長は、「報道による人権侵害も、仲裁や動きの対象にする」との見解を示した。救済機関が強制調査の対象となるか否かについては「マスメディアへの調査方法(それ以外)の分

けて考えている。メディアにも強制調査すべきなどの意見は、今のところ出ていない」と説明した。